

3. 6. NPOのディスクロージャーと財務データベース（山内直人委員）

アウトライン

- ・NPO法人は事業報告書等を所轄庁に提出することが義務付けられ、財務諸表が一般に公開されているが、会計基準が整備されておらず、開示情報が不統一で分かりにくいことから、財務実態は十分に解明されていない。
- ・アメリカのガイドスターなども参考に、2003年度のNPO法人の財務データベースを構築し、全国のNPO法人の活動実態を解明した。
- ・NPO法人の情報公開制度の問題点を明らかにするために、他の非営利法人のディスクロージャー制度との比較を行うとともに、NPO法人が提出した財務諸表の記載内容について分析を行った。

（1）アメリカのNPOデータベース

現在、NPO法人の数が3万を超えるようになっているが、何年か前にNPO法人が増加していく過程で、これのNPO法人のデータベースを早く作らないと取捨がつかなくなるのではないかと思い、NPO法人のデータベースの作成に着手した。その際、ヒントとなったのが、アメリカのガイドスターというデータベースであり、これはアメリカの税法の501条のC類型をほぼカバーした170万団体位の一番大きなデータベースになっている。それ以外にもチャリティ・ナビゲーター、ギム・ドット・オルグやNCCS（全米チャリティ統計センター）というデータベースがある（参考1）。一番下のNCCSというのはどちらかというと研究者向けのものなのであるが、最近はガイドスターがデータをつくって、それをNCCSに提供しているという関係にもなっているので、アメリカの一番基本的なNPOのデータベースということではガイドスターがよく使われる。

（参考1）アメリカのNPOデータベース

	掲載団体概数	特徴	メリット	問題・課題
GuideStar	170万	Form990 有料会員	全て網羅 財務分析データ	有料情報 あり
Charity Navigator	5千	格付け評価	組織の効率性などが分かる	格付けの 妥当性
Give.org	1千	レポート	団体を理解しやすい	登録団体に依存
NCCS	100万	分析データ	Web上で分析できる	使用方法が複雑

ガイドスターとは、アメリカのIRS（Internal Revenue Service；内国歳入庁）に非営利団体が毎年1回提出しなければならない、Form990という報告書をデータベース化したものであり、インターネット上で、個別NPOのデータを取り出すことが可能である。記載事項は、設立年などの基本情報に加えて、IRSから入手した過去何年か分のForm990がそのままPDFで入っている。これが170万団体全部あり、数年分ということなので、情報量の膨大なデータベースである。内容を見ると、日本のNPO法人などに課されているようなディスクロージャー項目もあるが、全体としては非常に詳細だということが分かる。また、統一されたフォーマットがあり、そこに数字を入れるようになっている。日本の事業報告書に添付する財務諸表は自由書式であるため、加工してデジタル化する際には非常に障害になることが分かった。ガイドスターでは、この提出された報告書をコンピュータに入力し、デジタル化したものを公開している（一部有料）。

このガイドスターについて、日本と決定的に違うところとしては、スタッフの給与が公開されているということが挙げられる。日本でも様々なタイプの非営利法人があり、建前上非分配制約が課せられてはいるが、給与に剰余金を紛れ込ませて分配することがとても簡単にできてしまう。アメリカの場合も、給与に上限が規定されているわけではないが、社会的に見て許されるか否かということ、このような一般へのディスクロージャーを通じてチェックしているのだと思われる。たとえば、Independent Sectorという団体では、事務局長に相当する人だと思われるが、給与が25万ドル、日本円にすると2500万から3000万円位の給与を取っている。それ以下の管理職クラスの上位5人位の人の給与も公開されている。このIndependent Sectorという団体自体は、年間収入規模が10億円位、1000万ドル位の団体でその位の給料をもらっているというのも、サイドインフォメーションとしてわかる。このように、デジタルデータを使えば、アメリカの非営利セクターの賃金統計や一般管理費の比率を高い順に並べるなど自由に分析が出来る。

（2）日本のNPOデータベース

日本でもNPO法人のデータベースというものがないわけではなく、日本NPOセンター、NPOサポートセンターやいくつかの所轄庁が公開する（参考2）ようになっているが、財務データまできちんと揃っているものはなかなかない。しかも財務データが公開されている場合でも、PDFファイルだとプリントアウトして見るのはできるが、そこから何か分析したり並べ替えたりというのはできないため、分析や並べ替えが可能なデジタル化されたデータベースの構築を試みた。

(参考2) 日本のNPOデータベース

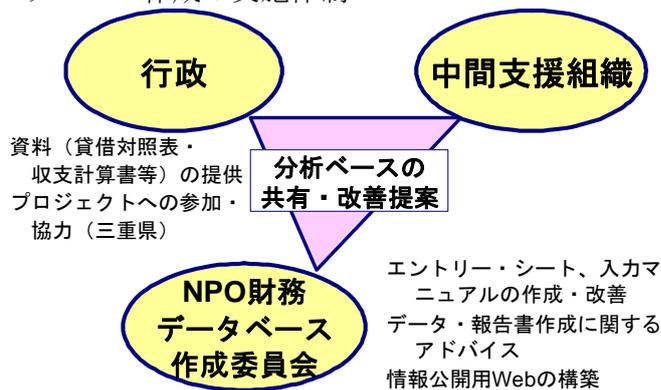
	掲載団体概数	特徴	分析を行う上でのメリット
NPO広場 (日本NPOセンター)	28,807件:2005/12 時点の全NPO法人 (2006/9/30時点)	・全て網羅 ・NPO法人が自身 で更新できる	・自主公開している団体については 財務データもある
NPORT (NPOサポートセンター)	19,181件 (2006/5/29時点)	・NPO法人が自分で更新できる	・NPO法人以外の法人・任意団体も含む
内閣府・都道府県	所轄のNPO法人	・提出書類が閲覧できる	・団体が提出したものを使える

各ウェブサイトを参照

(3) NPO法人財務データベースの概要

NPO法人財務データベースの作成は、2005年度の科学研究費プロジェクトの一つとして採択され、実施した。都道府県庁と内閣府の48所轄庁から、NPO法人の財務、財産目録、貸借対照、収支計算書を入手し、計12,509法人の2003年度の財務データをデジタル化した。その際、NPO財務データベース作成委員会というのをつくり、簿記や会計学の知識のある大学院生に学生をトレーニングしてもらい、データ入力を行った。団体名、活動分野、所在地などで検索を可能とし、さらにデジタル化したデータをエクセルのようなスプレッドシートに取り込んで、分析することが可能になっている。また、これらの情報はWEB上で公開されている。

(参考3) データベース作成の実施体制

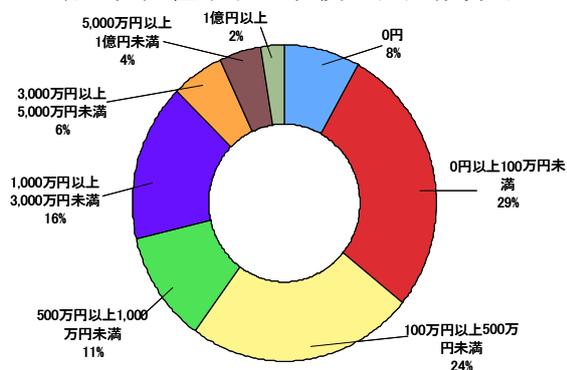


(参考4) デジタル化した財務項目

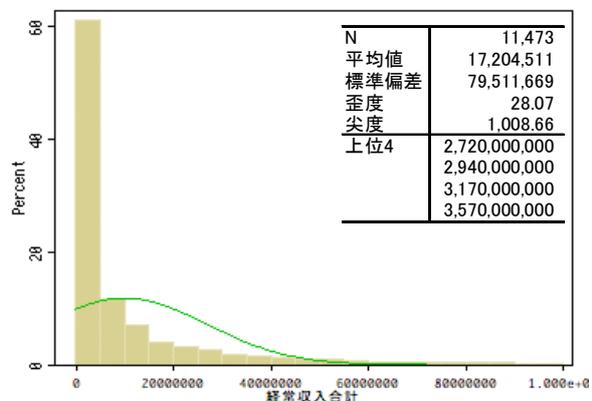
項目		
基礎情報	名称	
	認証年月日	
	主たる事務所の所在地	
	定款に記載された目的	
	主な活動分野	
貸借対照表	資産	流動資産
		固定資産
	負債	現金預金
		流動負債
		固定負債
借入金		
純資産	正味財産	
収支計算書	収入	入会金・会費収入
		寄付金収入
		事業収入
		補助金・助成金
		その他経常収入
		経常収入合計
	支出	事業費
		管理費
		役員報酬
		租税公課
		その他経常支出
		経常支出合計
	差額・増加額	経常収支差額
		当期合計収支差額
		次期繰越正味財産
	当期正味財産増加額	

このデータベースで、例えば大阪府が認証したNPO法人のヒストグラムを描くようなことも自由にできる(参考5)。これは全国の1万200余りのデータの経常収入規模別の法人数分布であるが、年間経常収入が1億円以上の法人は2%に対して500万円未満の法人が大体6割なので、非常に小規模に偏っているということがわかる。年間収入を横軸に取ったようなヒストグラムにすると、正規分布にはならなくて、もう少し歪んだ、非常に小規模に偏った分布になる(参考6)。また、よく所得格差などを表すときに使うローレンツカーブを用いて規模格差について試してみる(参考7)。横軸が累積法人数(%)を表し、法人の経常収入の小さいほうから並べていって、縦軸はその累積経常収入(%)で、完全にどの団体も同一であれば45度線になるのであるが、非常に円弧がきついカーブになるということがわかる。

(参考5) 経常収入規模の法人数分布

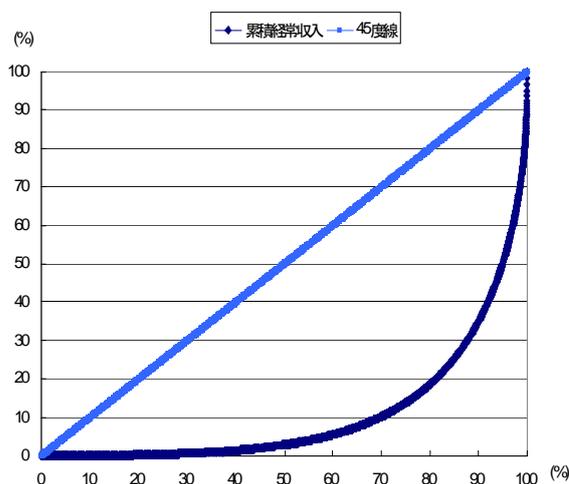


(参考6) 経常収入合計の規模分布



* 図は、見易さの確保のため、経常収入合計が1億円以下の団体を表示している

(参考7) 規模格差：経常収入のLorenz Curve



(4) NPO法人財務の現状と問題

NPO法人財務データベースで日本全体のNPO法人の財務状況を見たときに、いくつかの特徴が挙げられる。まず、NPO法人の収入総額は1,974億円、平均収入額は15.8百万円であったが、500万円未満が60パーセントになっていることから、収入格差が大きい。次に、事業費と一般管理費の割合が大体1対0.4ということで、最近行政がNPOに外部委託するときに、一般管理費部分はなかなか出してくれないということがよくいわれるが、管理費部分はNPOでも営利企業と同じようにかかっており、一定の間接費を必要としていることがわかる。また、純資産が100万円未満の団体が7割近くあり、そのうち債務超過になっている団体が2割近くあるということで、NPO法人の財務基盤は非常に脆弱であるといえる。分野別に見ているのが資料3であるが、一番上の全体をみると、1000万円より負債が大きいものが全体の0.9パーセントに、1000万円から0円までが18.2パーセ

ントということで、足すと2割近くが債務超過になっているということがわかる。そういうNPO法人の財務状況が、このデータベースで非常によくわかるようになったといえる。

(5) NPO法人会計制度の問題点

情報公開制度と会計制度がどうなっているかという点については、他の公益法人等と比較すると、基本的にNPO法人の場合は会計基準というものが明確に定められておらず、NPO法上は、正規の簿記の原則に従うようにといったような表現になっているだけである。公益法人、社会福祉法人、学校法人はそれぞれ根拠となる会計基準があり、公益法人会計基準や学校法人会計基準に則って作成するようになっているが、NPO法人の場合は企業会計のルールを使ってもいいし、公益法人会計基準に則ってもいいということになっており、実態としては公益法人会計基準に則っているものが多いと思われる。また、作成書類を備置く場所は、NPO法人の場合はその事務所と所轄庁になっている。他方、公益法人に関しては行政指導でインターネットによるディスクロージャーを推進するというので、これについては大規模な公益法人についてはかなり進んでいるのではないかと思われるが、NPO法人についてはそこまではまだいってないということなので、デジタル化をして公開するというのは、意味があるのではないかと思われる。

このデータベースを作ってみてNPO法人の会計制度の問題点がいくつか分かった。

問題点の一つは財務諸表の形式が非常に多様で、相互になかなか比較ができない、或いは包括的な分析が困難であるということがある。

二つ目に、Form990の場合はいろんな注記や付属資料があるのに対して、そういったものがないため、収入や支出の明細の肝心なところがよくわからないということがある。たとえば、事業費なら事業費1本になっているなど、事業費の中にどのぐらいの人件費が含まれているかがわからないということがある。

三つ目に、税法上の取扱も財務諸表からの把握が出来ないことがある。これはおそらくNPO法人の規模が小さいので、会計専門のスタッフが非常に不足しているということがあると思われる。

四つ目に、デジタル化、WEB公開の遅れから、情報アクセスが非常に悪いということがある。

さらにもっと大きな問題として、信頼性が非常に低いことが挙げられる。会計処理の誤りが多く、足し算の間違いなど中項目を足したら大項目にならないといったことがかなりある。例えば有効なデータが記載されている団体の38パーセントが、貸借対照表の正味財産と収支計算書の次期繰越正味財産が一致しないということがある。ただし、これは必ずしもNPO法人のみの責任ではなく、その所轄庁が雛形として出している会計のフォーマットが、そういう整合性をチェックできないようなフォーマットになっていることに起因しているといえる。収支計算書の記載例(資料5)をみると、左のほうは神

奈川県の書式を一部簡略化したものであるが、これは収入の部と支出の部しかなく、最後が次期繰越収支差額になっている。右のほうは内閣府の書式を一部使ったもので、神奈川県の手帳式プラス正味財産増減の部があり、フローとストックの表が一応チェックできるようになっている。神奈川県のような手帳式を使っているところというのは、ミスが多いといえる。資料4を見ると、この棒グラフはミスがある法人の率なのであるが、全体としては37.パーセント、ミスが多い県は、宮崎県が一番で6割が間違っている。各都道府県の横に資金収支計算や正味財産増減と書いてあるが、正味財産増減と書いてあるのが、先程の内閣府スタイルで、きっちりしたフォームである。そうすると、ミスが多いところは、大体資金収支計算の簡略化された表を使い、ミスが少ないところは正味財産増減のきっちりした表を使っているところであることが分かる。所轄庁としてはこういうブックキーピングの負担を軽減するために親心で簡略化したのを雛形として提供していると思われるが、それが却って、チェックができない不完全なフォーマットに結果的になっているといえることができる。

最後に、有用性が低く、Form990にあるような小科目レベルは把握できないことが挙げられる。様々な会計データを使ってその組織の経営分析などをするときのデータが、決定的に不足しているといえることがある。

(6) ディスクロージャー改革の方向

以上を踏まえてディスクロージャーをどのように変えていけば良いかということを考えるとき、NPO法人というのは既に3万何千あって、今まで設立された団体が、バラバラのブックキーピングをしているので、NPO法人については手遅れで、今から何かをするというのは難しいのではないと思われる。

この失敗を新公益法人のディスクロージャーなどを考えるときに、政府がやるのか民間ベースでやるのかかわからないが、その轍を踏まないように、法人第一号ができたときから、ガイドスターのようなものをつくってきちんとしたデータを作るべきである。そのためには会計書式の標準化が必要であり、電子ファイリングを推進し、デジタルデータを公開すべきである。

電子ファイリングを推進すべき理由の一つは、社会的に見て無駄な作業をしているためである。つまりNPO法人のうちかなりの団体は、書類をワープロで打ち、コピーを所轄庁に提出している。データベース作成には、そのコピーをデジタル化しているため、書類の情報が電子ファイルで入手出来るのであれば、作業のかなりの部分が軽減される。また、電子ファイリングをすることによってミスを防ぐようなフォーマットを作ることが可能になるとと思われる。たとえば、クレジットカードでモノを買うときに、住所などの記入にあたって、向こうが要求した書き方になってないとエラーが出て、そこから先に送信ボタンを押せなくなるようになっているが、同じことが電子ファイリングにすればできるのではないと思われる。既述のようなフロー表とストック表の正味財産が合

わなのような場合でも、警告を出せるようなシステムを開発しておけば、ミスはかなり防げられると思われる。したがって、公認会計士など会計の専門家を非常に高いお金を出して雇わなくても、セルフチェックできるようなシステムをつくっておく必要があるのではないかと思われる。

資料1 法人タイプによるディスクロージャー制度の相違

	NPO法人	公益法人	社会福祉法人	学校法人
根拠法令	特定非営利活動促進法	民法	社会福祉法	私立学校法
所轄官庁	内閣府・都道府県	国（各省庁）・都道府県	厚生労働省・都道府県	文部科学省・都道府県
会計基準	規定なし、公益法人会計基準に従うのが一般的（経済企画庁1999）	公益法人会計基準（ただし、2006年4月1日に改正される予定）	<社会福祉法人> 社会福祉法人会計基準 <介護保険事業> 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針	学校法人会計基準
作成書類	[28条1項] ・ 事業報告書 ・ 財産目録 ・ 貸借対照表 ・ 収支計算書 ・ 役員名簿 ・ 前年において報酬を受けたことがある役員全員の氏名等 ・ 社員のうち10人以上の者の氏名等	[51条1項2項] ・ 財産目録 ・ 社員名簿 [公益法人の設立許可及び指導監督基準（以下、指導監督基準）] ・ 定款又は寄付行為 ・ 役員名簿 ・ 社員名簿 ・ 事業報告書 ・ 収支計算書 ・ 正味財産増減計算書 ・ 貸借対照表 ・ 財産目録 ・ 事業計画書 ・ 収支予算書	[44条2項] ・ 事業報告書 ・ 財産目録 ・ 貸借対照表 ・ 収支計算書 <社会福祉法人> ・ 資金収支計算書 ・ 事業活動収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 財産目録 ・ 資金収支内訳表 ・ 事業活動収支内訳表 <介護保険事業> ・ 収支計算書 ・ 事業活動計算書 ・ 貸借対照表 ・ 介護サービス事業別事業活動計算書	[47条] ・ 財産目録 ・ 貸借対照表 ・ 収支計算書 [学校法人会計基準] ・ 資金収支計算書 ・ 消費収支計算書 ・ 貸借対照表 ・ 資金収支内訳表 ・ 人件費支出内訳表 ・ 消費収支内訳表 ・ 固定資産明細表 ・ 借入金明細表 ・ 基本金明細表
開示対象	[28条2項] 社員，利害関係者 [29条2項] 社会一般	[指導監督基準] 所轄官庁，社会一般	[44条4項] 利害関係者（利用者等） [59条1項] 所轄官庁	[47条2項] 利害関係者（在学生等） [文管振158号] 所轄官庁
備置閲覧	[28条1項2項] 事務所にて備置閲覧 [29条1項2項] 所轄庁にて備置閲覧	[指導監督基準] 事務所及び所轄官庁にて備置閲覧 [インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて] インターネットによる公開を要請	[44条4項] 事務所にて備置閲覧	[47条1項2項] 事務所にて備置閲覧
内部監査	[15条，18条] 1人以上の監事による会計・業務監査	[58条，59条] 任意，ただし， [指導監督基準] 1人以上の監事による会計・業務監査	[36条1項，40条] 1人以上の監事による会計・業務監査 [社会福祉法人指導監査要綱の制定について] 所轄官庁による指導監査（書面監査及び2年に1回の実地監査，ただし，下記外部監査を受ける場合には，実地監査の軽減あり）	[35条1項，37条4項] 2人以上の監事による会計・業務監査
外部監査	定めなし，ただし，[租税特別措置法施行令] 認定NPO法人に対する公認会計士等による監査（ただし，一定の帳簿書類を備えることにより監査に代えることができる）	定めなし，ただし， [公益法人の指導監督体制の充実等について] 各府省は資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の所管公益法人に対し，公認会計士等による監査を受けるよう要請する	定めなし，ただし， [社会福祉法人審査基準] 資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については，2年に1回程度の外部監査の活用が望ましい（それ以外の法人についても，5年に1回程度の外部監査を推奨）	[私立学校振興助成法] 年間1,000万円以上の経常費補助金を受ける学校法人に対する公認会計士又は監査法人による監査

資料2 NPO法人財務データベースとガイドスターの比較

		NPO法人財務データベースに公開されている項目		ガイドスターに公開されている項目		Form 990 (2006年度) に記載が求められている項目	
基本情報	名称		名称		左記に加え、主要な役員・スタッフ等との間で行われた関連当事者取引(貸付・報酬・退職給付など)について記載する		
	認証年月日		設立年				
	主たる事務所の所在地		住所, 連絡先, ホームページ, e-mail				
	定款に記載された目的		ミッション, 事業内容, 目標, 成果など				
	活動分野		活動分野				
		役員・スタッフ(専従・非常勤)・ボランティアの数					
財務情報	貸借対照表	資産合計	流動資産	現金預金	資産合計	14個の資産項目(現金, 預金, 売掛金, 未収金, 未収補助金, 関係者貸付金, 貸付金, 棚卸資産, 前払費用, 有価証券, 投資不動産, その他投資, 有形固定資産, その他)に区分する	
			固定資産				現金同等物, 売掛金, 未収補助金, 未収金, 棚卸資産, 有価証券, 投資, 固定資産, その他
		負債合計	流動負債	借入金 金融機関 その他	負債合計		6個の負債項目(未払金, 未払補助金, 繰延収益, 借入金, 免税債, その他)に区分する
			固定負債				
	正味財産合計		正味財産合計		使途非拘束, 一時使途拘束, 永久使途拘束に区分する		
	収支計算書	経常収入合計	入会金・会費		収入合計	11個の収入項目(寄付・補助金(行政・その他), 事業収入, 会費, 受取利息, 配当金, 賃貸料, その他投資収益, 資産売却収入, 特別利益, 物品販売, その他)に区分する	
			寄付金				寄付金
			事業収入				事業収入, 物品販売
			補助金・助成金	行政 その他			行政補助金
			その他経常収入				投資, 特別利益, その他
経常支出合計		事業費		支出合計	事業費	税制優遇の基準を満たすことを明らかにするために, 免税対象事業の目的や顧客数などについて詳細に記載する	
	管理費	役員報酬 租税公課	管理費		22個の費用項目(補助金, 寄付金, 会員に対する報酬, 役員報酬, 給与手当, 退職給付, 福利厚生費, 給与所得税, 資金調達, 会計, 法務, 消耗品費, 通信費, 運搬費, 設備費, 賃借・維持費, 印刷費, 旅費交通費, 会議費, 支払利息, 減価償却, その他)に区分する		
	その他経常支出		その他				
正味財産増減	当期正味財産増加額	前期繰越正味財産	経常収支差額	当期収支差額	当期正味財産増加額 前期繰越正味財産 その他の正味財産増減額 正味財産合計		

出所: 馬場(2008)「NPO法人のディスクロージャー及び会計的諸課題に関する研究」

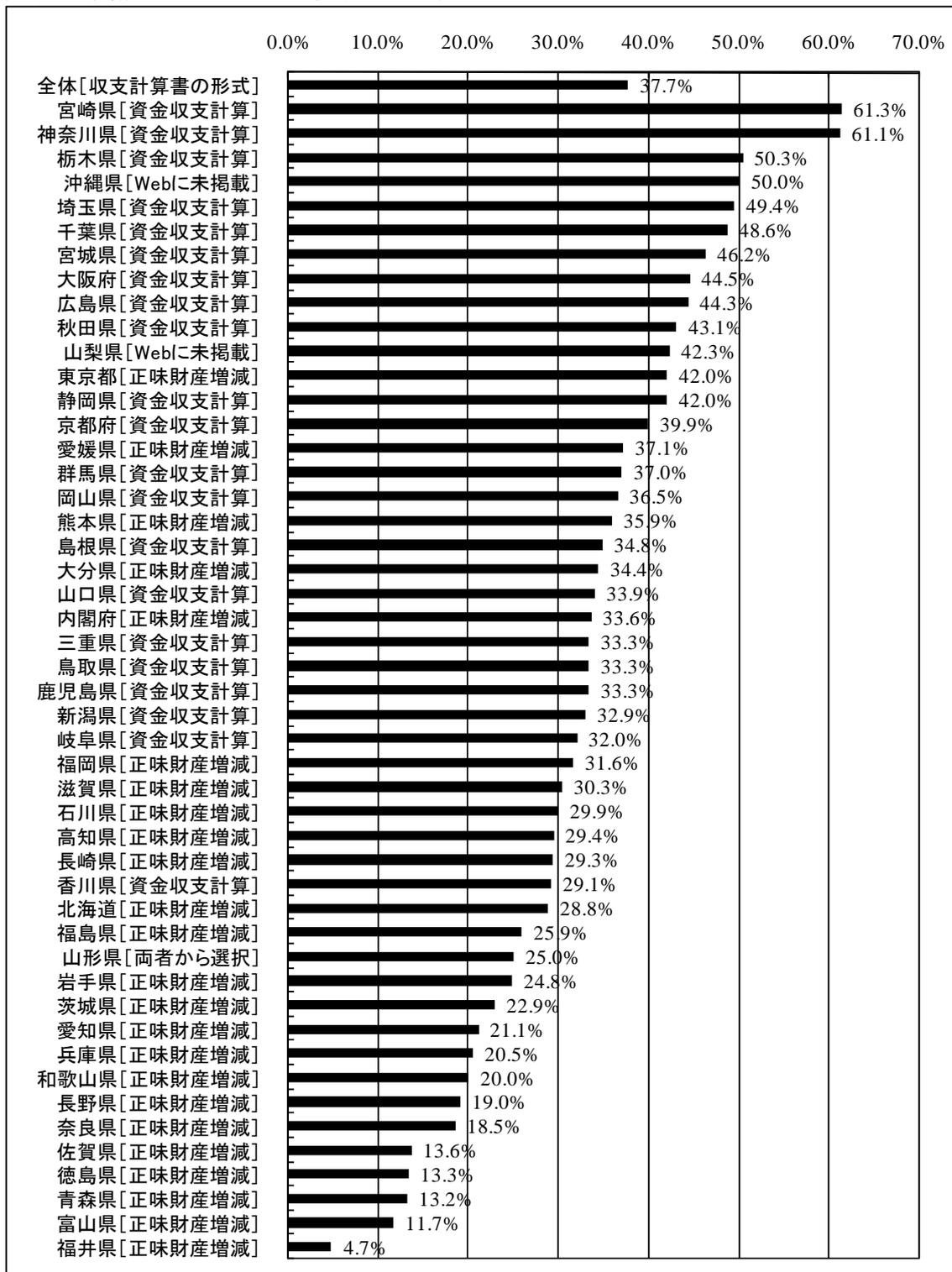
資料3 主な活動分野別に見た純財産及びボトムラインの分布

(単位：%)

	法人数	項目							
			△1千万 円未満	△1千万 円以上 0円未満	0円以上 百万円 未満	百万円以 上1千万 円未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上
全体	12,509	正味財産残高	0.9	18.2	48.7	24.6	6.6	0.7	0.5
		正味財産増加額	0.6	31.4	50.6	15.1	2.2	0.1	0.1
保健・医療・福祉	4,873	正味財産残高	0.8	18.9	38.7	30.4	9.8	0.9	0.4
		正味財産増加額	0.8	30.4	43.9	21.1	3.7	0.1	0.1
社会教育	1,233	正味財産残高	1.3	17.8	56.2	19.1	4.2	0.5	0.9
		正味財産増加額	0.5	31.1	55.6	10.8	1.5	0.4	0.2
まちづくり	1,474	正味財産残高	0.6	17.4	57.5	20.5	3.3	0.3	0.3
		正味財産増加額	0.5	28.6	58.6	11.7	0.5	0.1	0.0
学術・文化・芸 術・スポーツ	1,382	正味財産残高	0.9	20.6	52.5	19.8	4.8	0.8	0.6
		正味財産増加額	0.8	35.7	51.7	10.4	1.1	0.2	0.1
環境保全	1,170	正味財産残高	0.9	16.6	57.8	21.2	3.1	0.2	0.3
		正味財産増加額	0.3	32.6	56.6	9.9	0.5	0.0	0.1
災害救援活動	80	正味財産残高	1.3	15.0	56.3	20.0	7.5	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	41.3	46.3	10.0	2.5	0.0	0.0
地域安全活動	92	正味財産残高	2.2	16.3	51.1	20.7	8.7	1.1	0.0
		正味財産増加額	0.0	31.5	54.3	12.0	2.2	0.0	0.0
人権擁護・平和推 進	253	正味財産残高	1.6	13.8	49.0	25.3	8.7	0.8	0.8
		正味財産増加額	0.8	31.2	52.2	11.9	4.0	0.0	0.0
国際協力	603	正味財産残高	0.7	15.8	52.4	21.7	7.6	0.8	1.0
		正味財産増加額	1.5	34.2	51.2	10.9	1.8	0.0	0.3
男女共同参画社会 の形成	98	正味財産残高	0.0	18.4	50.0	21.4	8.2	0.0	2.0
		正味財産増加額	0.0	32.7	48.0	14.3	4.1	0.0	1.0
子どもの健全育成	813	正味財産残高	0.9	18.3	52.9	22.3	4.9	0.5	0.2
		正味財産増加額	0.4	31.5	53.1	13.5	1.4	0.1	0.0
情報化社会	79	正味財産残高	0.0	20.3	55.7	22.8	1.3	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	27.8	59.5	11.4	1.3	0.0	0.0
科学技術	19	正味財産残高	0.0	21.1	47.4	26.3	5.3	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	31.6	47.4	21.1	0.0	0.0	0.0
経済活動の活性化	66	正味財産残高	0.0	24.2	57.6	18.2	0.0	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	22.7	66.7	10.6	0.0	0.0	0.0
職業能力・雇用機 会	49	正味財産残高	0.0	22.4	65.3	10.2	2.0	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	22.4	69.4	8.2	0.0	0.0	0.0
消費者保護	28	正味財産残高	0.0	7.1	82.1	10.7	0.0	0.0	0.0
		正味財産増加額	0.0	14.3	78.6	7.1	0.0	0.0	0.0
NPOの援助	197	正味財産残高	1.5	13.7	50.8	28.9	4.6	0.5	0.0
		正味財産増加額	0.0	35.5	49.7	13.7	1.0	0.0	0.0

出所：馬場(2008)「NPO法人のディスクロージャー及び会計的諸課題に関する研究」

資料4 貸借対照表と収支計算書の正味資産に不整合がある法人の割合



出所：馬場(2008) 「NPO法人のディスクロージャー及び会計的諸課題に関する研究」

資料5 収支計算書の記載例

「資金収支計算」のみを記載する例
(神奈川県の手書式を一部加工)

「正味財産増減計算」まで記載する例
(内閣府の手書式を一部加工)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 収入の部		(資金収支の部)	
1 入会金・会費収入		I 経常収入の部	
① 入会金		1 入会金・会費収入	
② 年会費		入会金収入	×××
2 事業収入		会費収入	×××
① ○○に関する事業収入		2 事業収入	
ア ○○○○事業収入		○○事業収入	×××
○○料		3 □□□□	
イ ○○○○事業収入		・・・・	×××
○○料		経常収入合計	×××
② ○○に関する事業収入		II 経常支出の部	
ア ○○○○事業収入		1 事業費	
○○料		○○事業費	×××
③ ○○に関する事業収入		2 管理費	
ア ○○○○事業収入		□□費	×××
○○料		▽▽料	×××
3 寄付金		3 ☆☆支出	
4 助成金		※※支出	×××
5 ○○収入		経常支出合計	×××
6 繰入金収入		経常収支差額	×××
当期収入合計 (A)		III その他資金収入の部	
前期繰越収支差額		1 □△□△	×××
収入合計 (B)		2 その他の事業会計から繰入	×××
II 支出の部		その他資金収入合計	×××
1 事業費		IV その他資金支出の部	
① ○○に関する事業費		1 ▽△▽△	×××
ア ○○○○事業費		その他資金支出合計	×××
○○費		当期収支差額	×××
イ ○○○○事業費		前期繰越収支差額	×××
○○費		次期繰越収支差額	×××
② ○○に関する事業費		(正味財産増減の部)	
ア ○○○○事業費		V 正味財産増加の部	
○○費		1 資産増加額	
③ ○○に関する事業費		当期収支差額(再掲)	×××
ア ○○○○事業費		・・・・	×××
○○費		2 負債減少額	
2 管理費		・・・・	×××
○○費		増加額合計	×××
○○費		VI 正味財産減少の部	
○○費		1 資産減少額	
3 予備費		・・・・	×××
当期支出合計 (C)		2 負債増加額	
当期収支差額 (A) - (C)		・・・・	×××
次期繰越収支差額 (B) - (C)		減少額合計	×××
		当期正味財産増加額	×××
		前期繰越正味財産額	×××
		当期正味財産合計	×××

出所：神奈川県 (website) 及び内閣府 (website) を一部加工して作成

(質疑応答)

●財務データベースの分析結果について

○服部委員

財務諸表のフォーマットに関して、小さな規模のNPOであれば神奈川県方式で十分との考え方によると思われる。資料4などを見ていると、フォーマットによる違いが鮮明に出ているが、規模の大小によるところからこういった傾向が見えてきたのか。規模の大小にかかわらず間違っているのか、そういう規模の大小によってどういう違い、特徴が出たのか。

○山内委員

その点はチェックしてみると面白いかもしれない。また、調べてみないとわからないが、規模だけではなく、どういう種類の固定資産を持っているかによって、おそらく何か特徴が出るものと思われる。

●日米の差異

○占部委員

Form990とはアメリカの内国歳入庁の申告書のことであると思うが、日本では申告書を入力することができないため、結局所轄庁のデータしかない。そして、それはお話しいただいたように、非営利法人等の申告の有無や内容がかならずしも正確に行われていないのではと推測される。日本の国税庁では、どのくらいのNPO法人が法律に則って申告書を出しているのか、どのくらい正確に出しているのか、これらのことがよくわからない。おそらく収支が出て、納税の必要がなければ申告をしていないところもかなりあるのではないかと推測される。個人所得税と同じように、税金を納める必要がなかったら出さないというのが現実なのではないか。

ご指摘のように、もし日本の国税庁の資料に関しては、例えばNPO法人あるいは公益法人は公益性があるとされるので情報開示せよということで、申告書をオープンにしてもいいのではないか。

データを取り込めるとなった際に起きる問題というのは、おそらく公益性の認定のところには国税庁が関わらないということではないか。その点に関してアメリカは徹底的に内国歳入庁が関わって判断することになっている。アメリカの場合は、優遇税制について内国歳入庁が決定的な権限を持っている。

日本はそうではなく、多くは法人格に優遇税制が付いてくるので、設立されたら国税庁はもう無条件に受け入れるしかないという状態になっている。従って、仮にオープンにされてもおそらく申告書の項目というのは内国歳入庁のフォームほど細かくはならない。おそらく申告書を提出する法人は、収支計算書や貸借対照表等は作成しているものと思われるが、また、それを見ればある程度わかるのではないかと考えられるが、

仮にずさんな報告書や申告がベースになっているとすれば、それはあまり意味がないということになるのかもしれない。

●税制優遇や法人の規模とディスクロージャーの関係

○浜田委員

アメリカで内国歳入庁がデータをオープンにするのは、このNPO法人、非営利団体のものについてだけなのか。また、内国歳入庁が認定権を持っているからアメリカはこういうことができるということなのか。

○山内委員

基本的に開示義務があるのは全法人ではなく、501(C)類型の団体はそのうちの一つだと思われる。501(C)の中に寄付控除の適用対象である501条(C)(3)というのがあるが、当該団体はForm990プラス付属資料というのを出さなくてはいけないことになっている。先程の上位5人の給料を記載しなければならないのは501条の(C)(3)のことであり、501条(C)類型の団体はトップの人だけでいいということになっていたと思う。つまり、税制上の優遇措置の程度によってディスクロージャーの程度が異なっている。また、990EZという簡略化されたフォームもあって、年間事業規模が一定以下のものは数枚の簡略化されたものでいいことになっている。

従って、日本のNPO法人も大から小までいろいろあるため、全部を同じフォーマットにするというのは小規模な団体にとっては負担であり、今後、団体の規模に応じて様式を変えてもいいのではないかと考える。

○占部委員

アメリカは一般法人であれ、株式会社であれ全般的にどのフォームも日本に比べて非常に細かい。特に非営利法人に関しては、優遇税制との関係で上位何名かの給与を記載することなどが必要で、内国歳入庁そのものが優遇税制を付与する権限との関係で、非常に細かくなっているものと思われる。

●地方分権とディスクロージャー

○渡辺委員

会計基準を新しい社団、財団とかにも全部統一すべきだというご指摘はその通りと考えるが、現在、地方分権の悪い部分ということで、所轄庁の判断で書式を決められることから、敢えて他の地方公共団体とは異なるものにするという動きが他のケースで出てきている。それは統計を取る上で非常にマイナスであり反対である。NPOに関するもののみならず、いろいろな統計があるのだから、その点はどうかにならないものかと常々考えている。

○山内委員

フォームは統一してくれた方がいいと思う。フォーム以外のところで競い合っていた

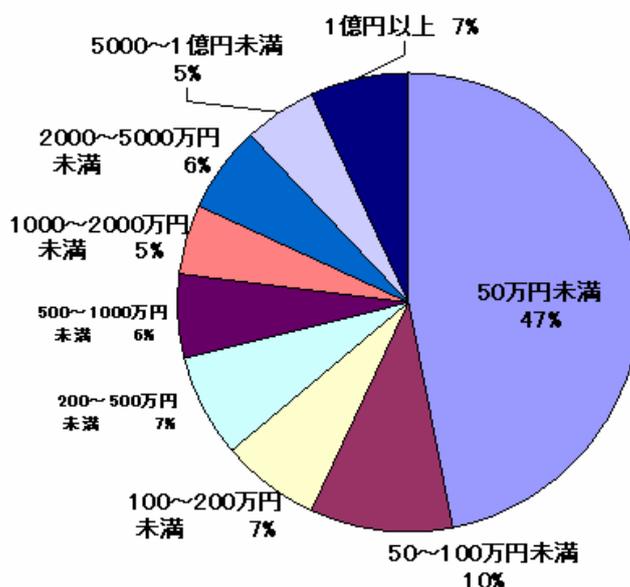
だきたい。

3. 7. NPOと金融機関の関わり方における現状と課題（山口郁子委員）

（1）NPOの収入規模

NPOの収入規模は、既に様々な資料等でも明らかのように、総収入が200万円以下という団体が全体の64%、500万円未満も含めると71%という状況である。一方で収入規模が5,000万円を超える団体は12%ということを考えると、多くの団体が財政的な規模としては極めて小さいということが言える（参考1）。近年、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスと呼ばれるような、非常に事業性が高く、また規模の大きい団体が出てきたとはいえ、全体の傾向として変わりはない。

（参考1）



出典：特定非営利活動法人日本NPOセンター刊「知っておきたいNPOのこと（資金編）」より抜粋

（2）NPOに対する資金支援の状況

このような状況の中、NPOに対する資金的な支援を行う組織、個人が増えてきた。主な資金の出し手として以下のようなものがある（カッコ内は資金の種類）。

- ・ 行政（補助金、助成金、委託金）
- ・ 財団・企業（助成金）
- ・ 支援組織（助成金）
- ・ 金融機関（融資） 労働金庫・信用金庫・地方銀行
- ・ NPOバンク（融資）
- ・ 個人（擬似私募債、会費、寄付、出資）

行政は補助金、助成金、委託金といった様々な公的資金の出し方を模索している。また、財団や企業は助成金、そして最近では支援組織自らが助成金や金融機関と提携した形での融資制度を研究している。金融機関については、融資はもちろん、預金の利息の一部を社会的な財源に充てるといった方法など、預金という商品を使って社会的な役割を發揮しようとするところも増えてきた。また最近では、市民の手づくりの金融機関として、NPOバンクも注目されている。

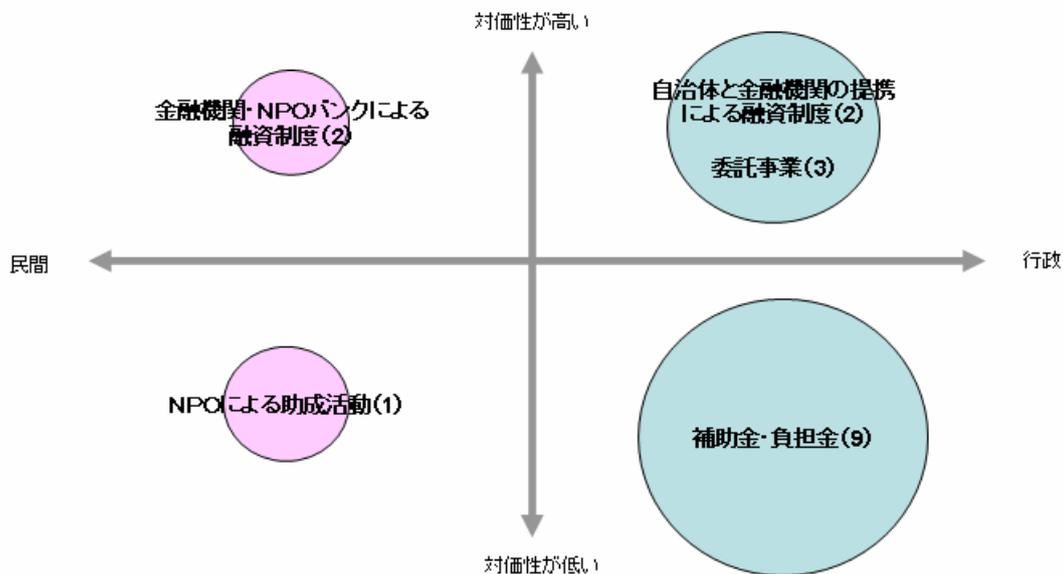
個人が出し手となる資金には、擬似私募債や会費、寄付、出資といったものがある。擬似私募債は市民債権とも呼ばれ、あるプロジェクトに共感する市民が、自らのお金を一定期間その団体あるいは個人に貸し付けるものである。

(3) NPOを支える制度の現状及び課題

横浜市では、NPOへの資金供給主体は行政、金融機関など増加しているにも関わらず、NPO側の財政状況が一向に改善しないというような、資金の出し手とNPOのマッチングがうまくいかないのはなぜなのかという問題意識のもと、2005年に「市民活動団体への経済的課題解決のための支援の方策調査」を行った。その結果、①NPOに対する資金的支援制度の状況として、資金的支援制度の絶対数は増加していること、②しかし民間による資金的支援制度は依然少ないこと、③さらに「資金以外の支援」が期待されていること、といった現状が明らかとなった。

横浜市の調査をもとに、NPOを支える制度の現状を具体的に見ていく。支援制度を民間によるもの、行政によるものでまず分類し、さらに対価性が高いもの、低いもので分類する（参考2）。

(参考2、カッコ内の数字は調査による制度の数)



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究員/特定非営利活動法人まちづくり情報センター
一かながわ理事水谷衣里氏作成資料を参考に山口が作成

対価性が低いものに対して行政が提供する資金（参考2の第4象限）には、補助金、負担金など9つの制度がある。つまり、営利を目的とせず、収益性も高くはないが、地域に必要と思われる活動について、行政の財源が多く出ていることが分かる。また、対価性が低いものに対する民間の資金（同第3象限）としては、あるテーマに対して市民や団体から資金を集め、集まったお金をテーマに沿う活動を行っているNPOに提供するという助成活動を行うところも出てきている（例：認定NPO法人神奈川子ども未来ファンド）が、数としてはまだ少ない。

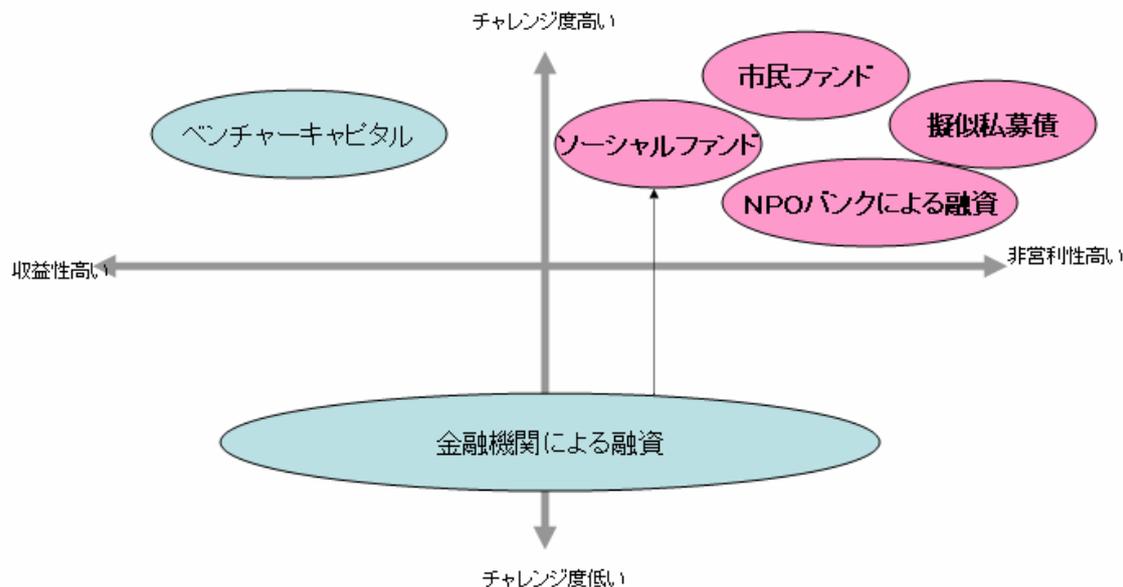
一方、対価性が高い活動に対する行政の支援（同第1象限）としては、横浜信用金庫と横浜市による横浜こみゆにていろんとといった、行政と金融機関の提携による融資制度がある。社会福祉協議会が融資を行う制度もある。また、民間の資金（同第2象限）としては、金融機関やNPOバンクによる融資制度がある。

このように、NPOに対する制度の現状として、行政による支援は充実してきているが、民間による支援はまだまだ少ないということが分かる。

次に、異なる視点からNPOを支える制度の現状を見てみる。まず、NPOの活動をチャレンジ度の高いもの、低いもので分類する。ここでいう“チャレンジ度”とは、活動や事業の経験は少ないが、地域や社会にとって重要であるかどうかをはかる指標であり、“リスク”という言葉で置き換えられるともいえる。さらに収益性が高いか、非営利性

が高いかという指標で分類を行っている（参考3）。

（参考3）



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究員/特定非営利活動法人まちづくり情報センター
かながわ理事水谷衣里氏作成資料を参考に山口が作成

現在金融機関が融資を行っている領域（参考3の第3象限）は、返済能力が高く、事業規模も安定している事業者・団体に対するものである。それに対し、営利目的ではないが、地域に安定的に供給されるべき分野の活動（同第4象限）に対しては、公的な資金が投入され始めている。一方で、チャレンジ度（リスク）は高いが高収益・高配当が期待できるような分野（同第2象限）には、ベンチャーキャピタルのような資金調達方法が存在する。そして、現在より充実させることが求められているのは、営利目的ではなく、またチャレンジ度（リスク）も高いが、社会や市民にとって必要なサービスを提供する事業を支えるための資金で、市民ファンドや擬似私募債、NPOバンクによる融資などがある（同第1象限）。

（4）NPOから見た「融資制度の問題点」

まず、NPOが金融機関による融資制度を利用している実態についてみると、NPOの融資制度ができてきた2000年ごろと現在とでは、その状況は大きく変化している。2000年ごろは介護保険事業に参入するNPOが多く、サービスを提供してから対価が支払われるまでの間も活動を継続させるために、人件費等に充てるための資金を調達したいという、いわゆるつなぎ融資に対するニーズが多かった。今では、そのつなぎ融資も規模が大きくなってきており、金融機関には、1,000万円、2,000万円という額で行政から

事業を受託することになったという団体からの相談も増加している。また最近は、より事業性を重視したNPOが増えてきており、人件費や事務所を借りるための家賃等、立ち上がり時にかかる経費をまかなうための資金を必要とする場合が多くなってきている。しかし、公的財源は人件費に充てることができないなど制約が多いため、金融機関には、その部分をカバーする融資をすることが求められている。また、立ち上がり時の資金のほか、事業拡大のための増加運転資金に対するニーズも大きい。ただ、政策提言を行っている団体、子どもや障害者に対するサービスを提供する団体などは、返済財源を何でまかなうのかが見えにくいいため、金融機関側にとっては融資がしにくい領域であるといえる。

NPOが融資を利用する際の問題点として、先述の横浜市の調査では、

- ・ 立ち上げ資金が借りられない
- ・ 「担保」がないと借りられない
- ・ 書類作成が煩雑
- ・ 金融機関がNPOを理解していない

といった意見がNPO側から出された。一方、金融機関にとっては、融資に関して様々な制約がある中で、事業経験が乏しく、また財政的にも厳しいNPOへの貸し付けは困難と言わざるを得ない。また、従来の金融は担保主義に立脚しており、担保のないNPOへの資金供給はなかなかうまくいっていない現状がある。

そのような状況の中、NPOの資金調達手段として、理事からの借り入れや、行政の適格審査による認証に基づく融資といったものが重要となっている。後者については、行政がNPOなどに対して審査を行い、「これはコミュニティビジネスである」と認めるもので、行政の認証が与えられることによって、金融機関は融資がしやすくなるという点で有効である。具体例としては、横浜市の横浜こみゅにていりーんや神奈川県コミュニティビジネス支援NPO法人融資といった制度がある。

(5) 支援に際しての金融機関側の課題

金融機関がNPOに対して支援する際の課題としては、以下のようなものがある。

- ・ 金融CSR的視点の欠如
- ・ NPOの実態がわからない(企業との違い、社会性評価、事業内容の把握、返済力等)
- ・ 会計書類等の不備による信用力低下

- ・ 貸倒れリスクへの懸念（担保力乏しく、債務保証制度が無い等）
- ・ 高コスト、低収益
- ・ 労力・時間がかかる
- ・ 審査者の育成が困難 等

まず、これまで金融機関は収益性を第一に考え、主に事業者、企業に対して融資を行ってきた。しかし今後は、金融CSR的な視点を持ち、収益は大きくないが、社会的価値のある活動により積極的に資金を循環させるという役割を果たしていくべきである。また、NPOについては、企業のように事業種別による傾向や特徴の分類もされておらず、まだその段階にも至っていない。さらに、NPOの活動の本質ともいえる社会性は数量化しづらく、それをどのように評価するのかといった点も課題である。貸倒れリスクへの懸念については、金融機関がNPOに融資しにくいそもそもの原因とも言える。例えば、中小企業者への融資では、信用保証協会の保証がつくが、信用保証協会はNPOを対象としていないため、NPOにおいては理事個人、あるいは金融機関がリスクを丸々負う形になる。このような状況の中、NPOの貸倒れに伴うリスクをどのように分散するのか、どのように社会で支えていくのかについては、これからのNPOへの資金提供における金融機関側の課題といえる。

また、金利の問題も大きい。NPOに融資するリスクやかかる時間・労力を考慮し、それを金利に上乗せするという事を考えると、金融機関側にとっては、10%でも20%でも欲しいというのが本音であるかもしれない。しかし、現在NPOに対しては低利で融資がされている状況である。このように、融資にかかる重い負担と低い金利とのバランスが取れておらず、採算が見込めないといったことも金融機関がNPOへの融資に積極的にならない一因となっている。こうした領域をどのように運営していくのかということも大きな課題である。

（6）金融機関の参入を促進するために

NPOに対する融資への金融機関の参入を促進するために必要なこととして、以下の様なものが挙げられる。

- ・ 債務保証スキームの構築(信用保証協会の利用範囲拡大、新たな担保スキーム開発)
- ・ 法制度・政策の検証（米国の「CRA＝地域再投資法」をもとに「金融アセスメント法」が制定されたが機能していない。「リレバン」の成果は？）
- ・ 「NPO」を知るための情報提供（目的、活動内容等）
- ・ 専門化との連携による「目利き」（事業・資金の計画性、財務評価、経営指導）
- ・ 有識者による「社会性評価」

- ・ 人材育成支援（一金融機関で対応できない研修を合同で）

リスク分散の仕組みについては、例えば、神奈川県信用保証協会に対して神奈川県が一定の公的財源を投入し、県がコミュニティビジネスと認めた団体の融資が万一貸倒れを起こした場合、信用保証協会が補償するという試みがされている。また、きょうとNPOセンターと近畿労働金庫が提携して、労働組合の財源を担保とし、京都労働福祉協議会が社会性があると認めた団体に対して近畿労働金庫が融資を行い、その団体が貸倒れた場合には労働組合が提供した財源から補償が行われるという補償スキームも誕生している。

また、多くの金融機関がNPOへの融資に参入してくるためには、金融機関がいかにNPOを知ることができるかが重要であり、職員・社員への教育、専門化との連携等によって、市民による社会的活動に対する目利き力を身に付けることが必要である。

（7）金融機関以外のNPOの経済的課題の解決策

金融機関以外のNPOの経済的課題の解決策としては以下のものが挙げられる。

- ・ 「NPOバンク」の活用と拡大
金融機関では対応しにくい案件への対応（事業経験、金額、リスクテイクの考え方が異なる）。現在は全国に9団体。
- ・ 「支援組織」「専門家」の活用
「社会性審査」を支援組織にアウトソーシングする、事業者の育成、社会的事業の創造。
- ・ 「情報の一元化」
金融機関、NPOバンク、自治体等による制度情報や、NPO育成に貢献する各種サービス、支援企業情報等を集積。

NPOバンクは、金融庁の定めによらない資金の出し手であり、自由度が高く、金融機関では対応しにくい案件への対応が可能となるため、現在の9団体を今後全国に増やしていくことがNPOへの資金循環において有益であると考えられる。また、NPOバンクと既存の民間の金融機関がどのように連携していくかという視点も重要である。実際、NPOバンクの理事や審査員に労働金庫の人間が関わっていたり、NPOバンク立ち上げ時の財源を金融機関が提供したりという形で連携している例もある。

情報の一元化については、資金に関する情報が分散している現状があるため、ポータルサイトや資金供給側の連携等によって、金融機関、NPOバンク、自治体等の制度情報、各種サービス、支援企業情報等を集積し、一元的に提供できる環境整備が望まれる。

(8) まとめ

これまでNPOと金融機関の関係において、主に金融機関側の課題について見てきたが、この問題には金融機関側だけではなく、NPO側にも考えるべき点がある。つまり、公的財源に頼りがちであるNPOが、いかに自ら資金を生み出し、事業を行うための財源を開拓していくか、資金調達における力をつけていくかということである。さらに、資金の拠出者である市民も、自分たちの預けたお金がどのように使われているのかといったことにもっと関心を持ち、監視役としての役割を果たすことも必要である。社会全体でお金の流れを作っていくという動きが必要である。

また、NPOと資金提供者をつなぐ、NPO版ファイナンシャルプランナーのような人材が必要である。資金供給する側の人間が、制度に関してより知識を身に付け、お金を必要とするNPOに的確なアドバイスができるようにすることも重要であり、課題であるといえる。

(質疑応答)

●NPOに対する融資（金利のあり方等）について

○服部委員

基本的にNPOは、第三者から評価され、融資を受けるということに馴染まない。馴染むものはごく限られたものではないかと思っている。また、例えば立ち上げ資金についても一般のビジネスであれば、当然自己資金を集めて、足りない部分を金融機関から借りるということが始めるが、その部分をNPOだからということで特別手厚く支援すべきなのかどうか。

もう一つ、今日本ではNPOに対して非常に低利である。一方、アメリカのNPOで課題を克服し、成功している団体は、普通の銀行で借りることができないのだから、金利が高くて当然という考えである。借りることができないのであれば、金融機関からお金を借りるという仕組みではなく、違う方法で支援すべきではないかと考えるが、日本で現在NPOへ低利で融資しているというのは、本当にNPOを支援、育成しようという考えがあるのかどうか伺いたい。

○山口委員

私も近い考えである。やはりNPOはもともと市民や社会、地域からの信頼があってこそその活動であり、資金調達力が十分でない団体が金融機関からの融資、それも低金利であることを前提に調達しようとする姿勢には違和感を覚える。自己資金、地域の協力者からの寄付や助成等で資金を集めて活動を立ち上げるという姿勢も必要ではないか。ただ、土地建物の取得など、多額の資金が必要となる場合には、市民ファンドのような方法でお金を集める方法をとる必要もあるだろう。いずれにせよ、NPOの資金調達方法は、金融機関による融資以外にも多様な方法があることをNPOも金融機関も認識する必要があるのではないか。

金利については、当金庫も低金利で提供している。金利による金融機関の収益よりも、NPOの基盤を整えることを第一に考え、低く設定している状況である。

●NPOの評価について

○田中委員

評価に関することで2点。1点目は、返済能力についてはどのような基準で見ているのか。2点目は、チャレンジ度について、具体的にどのような側面を見ているのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

○山口委員

現状は、資金繰表の提出を求め、収支の状況から、毎月の返済金が確保できるかどうかを確認しており、成長性や規模の拡大を第一の評価とはしていない。収支の状況が不安定である団体も多く、ある意味では思い切って融資をおこなう場合もある。しかし、

いくら公益性が認められても、収支赤字の解消ができない事業には、融資はおこなわない。中央ろうきんでは、融資をして終わりではなく、税理士や会計士と連携しながら、事業運営をサポートするなどの支援や、定期的な団体インタビューなども試みている。

しかし、リスクは高いが社会にとって非常に大切な活動をしているNPOに対して、金融機関はまだ融資できていない現状である。

そのような中、中央労金では、助成金と融資を組み合わせた仕組みを用意している。つまり、収益性は低く、リスクも高いが地域には必要という領域については助成金でカバーし、その助成金で3年ほど活動した団体に対して融資する、といったものである。これからは、一つの金融機関がこういった二つの仕組みをつくるのではなく、民間の他の助成財源と金融機関が連動する仕組みなど、チャレンジ度の高い活動に適した資金調達方法は、必ずしも金融機関の制度ではないのではないかと考えている。

○浜田委員

NPOの融資に関して、公的機関による資格証の発行は有効という指摘や、金融機関の参入促進のためには有識者による社会性評価が必要という話があったが、こういったものは実際の担保や保証のような、法的なリスクをカバーするための仕組みとは関係なく必要であるという趣旨なのか。

○山口委員

様々な団体が融資して欲しいと相談してくるが、金融機関がその全てをさばくことは困難である。それを行政がスクリーニングをかけ、融資が可能と認定した団体に何らかの資格証を出してくれたら金融機関側にとっては非常にありがたい。ただ、その仕組みに頼りすぎてしまうと、金融機関側の目利き力が備わらないため、あまりに依存することはよくないとも考えている。

●NPOの貸倒れについて

○藤井（敦）委員

NPOの貸倒れ率は中小企業などと比べてどうなのかということと、労金は一般の金融機関と違って、なぜリスクの高いNPOに対して融資できているのかについて教えていただきたい。

○山口委員

貸倒れは、中央労金で過去に1件だけ出たが、それも既に償却が済んでいるため、今は債権として残っていない。労金全体を見てもほとんどないと認識している。貸倒れが出ない理由として、審査を手堅く行っていることが挙げられる。10件の相談があったら、実際に融資ができるのは2、3件という現状である。

一方、NPOバンクの貸倒れ率も非常に低い。それは、やはり借りるNPO側にも、自分たちが貸倒れを起こせばNPO全体に影響が出るということを実感しているからだと考えられる。

また、労金がNPOへの融資を行っている理由については、企業理念のような話になるが、もともと労金は労働者や生活協同組合などがお金を出し合っにつくった金融機関であり、信用力が乏しい人たちに融資するという性格を有しているということがある。それを踏まえると、社会に有用でありながら信用力が乏しいために実力を発揮できないNPOを支援するのは我々のミッションではないかと考えている。逆に、メガバンクの場合は、より大きな仕組み、例えば風力発電といった、我々の500万、1,000万といった少額の融資制度では対応できないような分野で積極的に融資を行って欲しいと考えている。金融機関側の棲み分けも必要ではないかと感じている。